

サービス利用重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍45番地の31
電話番号	0952-75-3593
代表者（職名・氏名）	会長 藤田和彦
設立年月日	昭和43年10月22日

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業者)
事業所の所在地	〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍45番地の31
電話番号	0952-75-3593
事業所番号	佐賀県指定 第4170400024号
指定年月日	・指定訪問介護事業所 平成12年4月1日 ・介護予防指定訪問介護事業所 平成18年4月1日 ・介護予防訪問介護相当サービス及び生活援助型 訪問サービス（基準緩和サービス） 平成30年10月1日
管理者の氏名	古賀祐子
事業の実施地域	多久市全域 (ただし、事業所が必要と認め、訪問従事可能な場合はこの限りではありません)

3 事業の目的

訪問型独自サービス	
要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援し、さらに地域社会と連携した適切な訪問介護サービスを提供することで、利用者の社会参加への促進を目的とします。	
運営の方針	利用者の人格を尊重し、関係機関と連絡調整を図りながら、利用者の立場に立ったサービス提供に努め、自立支援に考慮した介護サービスの提供を行い、地域社会への貢献を行います。

4 提供するサービスの内容

指定の時間帯に応じて（利用者個々の訪問介護計画書・介護予防訪問介護計画書に沿って）選択されたサービスを提供します。

*訪問型独自サービス

	サービスの内容
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な方に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理等、その他制度に準ずる内容

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、事業所が必要と認め、訪問従事可能な場合はこの限りではありません。）

6 事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1人、 非常勤 5人
管理者	常勤 1人、 非常勤 0人
サービス提供責任者	常勤 1人、 非常勤 1人
訪問介護従事者	常勤 1人、 非常勤 9人

7 サービス提供責任者

あなたへのサービス提供責任者は下記の通りです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	古賀 祐子 本村 友巳
--------------	-------------

8 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載された割合の額です。

(1) 訪問型独自サービスの場合

サービスの内容		対象者	利用者負担金	
			(1 割負担)	(2 割負担)
訪問型独自サービス 11	1 月に週 1 回程度の訪問	・ 事業対象者 ・ 要支援 1・2	1,176 円	2,352 円
訪問型独自サービス費 12	1 月に週 2 回程度の訪問	・ 事業対象者 ・ 要支援 1・2	2,349 円	4,698 円
訪問型独自サービス費 13	1 月に週 2 回を超える程度の訪問	・ 要支援 2	3,727 円	7,454 円

※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額です。なお金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

一定の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

加算項目

加算項目	加算要件	加算額
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合	200 単位
特定事業所加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に関して、当該加算要件を満たす場合	10.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(新加算)	介護職員の処遇改善に関して、当該加算要件を満たす場合	24.5%

(2) キャンセル料

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおり キャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料を不要とします。また、介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	当日ケアプランに基づくサービス 総費用の 20%

◆連絡先

月曜日～金曜日 8：30～17：15	(当事業所) 0952-75-3593
土・日・祝日及び 営業時間以外の時間帯	サービス提供責任者へお願いします。 (連絡先は、別途お知らせ致します。)

(3) 支払い方法

利用料は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)に、ご指定の口座より引き落とします。 ◆ご利用できる金融機関：郵便局・JA佐賀 *25日に引き落とし確認されなかった場合は翌月初めに再度引き落とされます。
現金払い	サービスを利用した翌月の25日(祝休日の場合は直後の平日)までに、現金でお支払いください。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び佐賀中部広域連合等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情相談受付担当 受付時間 電話番号	在宅福祉課長 事業所の営業日及び営業時間に同じ 0952-75-3593
---------	--------------------------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	佐賀県国民健康 保険団体連合会	住所 佐賀県佐賀市呉服元町7-28 電話【介護保険課】 0952-26-1477
	佐賀中部広域連合 事務局	住所 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 (佐賀商工ビル5階) 電話【代表】0952-40-1111

1.1 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③他の家族の方に対する食事の準備など
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除や庭掃除など)
- ⑤利用者宅での飲食・飲酒・喫煙
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者または第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑦利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1.2 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに速やかに家族等及び関係機関等に事故発生状況及び今後の対応について報告します。

(2) 虐待の防止

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。またサービス提供中に当該事業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ③虐待の防止に関する責任者を設置します。
- ④成年後見制度の利用を支援します。
- ⑤苦情解決体制を整備します。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等について

指定訪問介護事業所を運営する法人の役員、管理者及びその他従業者は暴力団員ではありません。また、指定訪問介護事業所の運営について暴力団の支配を受けません。

(4) 身体拘束の禁止

①事業者はサービスの提供にあたっては利用者又はその関係者の生命を保護するためやむを得ない場合を除き身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。

②事業者はやむを得ず身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

③事業者は身体拘束の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

ア. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者へ周知します。

イ. 身体拘束の適正化のための指針を整備します。

ウ. 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(5) 感染症対策について

事業所は事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底を図ります。

②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するようにつとめます。

(6) 業務継続に向けた取り組みについて

①事業者は感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画の見直しを行い必要な措置を講じます。

②事業者は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③事業者は従業者に対し業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 第三者評価について

当事業所は第三者によるサービスについての評価を実施しておりません。